

小規模多機能型ケアセンターほのか

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ハート&クリエーション
主たる事務所の所在地	〒706-0025 岡山県玉野市明神町8番28号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 石田 尚巳
設立年月日	平成17年4月15日
電話番号	0863-33-3082

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	小規模多機能型ケアセンターほのか	
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護	
事業所の所在地	〒706-0026 玉野市羽根崎町2番10号	
電話番号	0863-33-0710	
指定年月日・事業所番号	平成30年3月21日指定	3390400269
管理者	田中 由美	
施設区分・利用定員	小規模多機能型居宅介護	定員29人
通常の事業の実施地域	玉野市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問サービス・通所サービス・宿泊サービスの提供することを目的とします。
運営方針	1. 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 2. 事業所は自らその提供する小規模多機能居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

4. 提供するサービスの内容

小規模多機能型ケアセンターほのかは、事業者が設置する事業所で通い・訪問・お泊まりを利用していただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで（祝日も営業） 365日
営業時間	24時間
サービス提供時間	通いサービス提供時間：9時30分から16時30分（基本時間） 訪問サービス提供時間：24時間 宿泊サービス提供時間：16時30分から9時30分

6. 事業所の職員体制、

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
サービス計画作成担当	常勤 2人
看護職員	常勤 2人
介護職員	常勤 10人、 非常勤 4人

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、交付された「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合の額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 小規模多機能型ケアセンターほのかの利用料

【小規模多機能型居宅介護費】

利用者の要介護度	小規模多機能型居宅介護費（1月につき）			
	基本単位 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の2割） ※（注2）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の3割） ※（注2）参照
要支援1	3,450単位	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	6,972単位	6,972円	13,944円	20,916円
要介護1	10,458単位	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	15,370単位	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	22,359単位	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	24,677単位	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	27,209単位	27,209円	54,418円	81,627円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
初期加算	登録後30日に限り (1日につき)	30単位	30円	60円	90円
認知症 加算(Ⅲ)	日常生活自立度Ⅲ～M (1月につき)	760単位	760円	1,520円	2,280円
認知症 加算(Ⅳ)	要介護2かつ日常生活自立度Ⅱ (1月につき)	460単位	460円	920円	1,380
看護職員 配置加算(Ⅰ)	専従常勤看護師1名以上 配置 (1月につき)	700単位	700円	1,400円	2,100円
科学的介護 推進体制加算	心身の状況に係る基本的 情報収集 (1月につき)	40単位	40円	80円	120円
訪問体制 強化加算	訪問サービスの提供体制 を強化 (1月につき)	1,000単位	1,000円	2,000円	3,000円
サービス提供 体制加算(Ⅱ)	介護福祉士の占める割合	640単位	640円	1,280円	1,920円
総合マネジメン ト体制強化加算	厚生労働大臣が定める基 準に適合 (1月につき)	800単位	800円	1,600円	2,400円
処遇改善加算 (Ⅲ)	職員に対する処遇改善を 実施している場合		介護報酬× 13.4%の1割に 相当する額	介護報酬× 13.4%の2割に 相当する額	介護報酬× 13.4%の3割に 相当する額

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) その他の費用

食費	朝食：520円	昼食(おやつ含む)700円	夕食：720円
----	---------	---------------	---------

宿泊費（1泊）	2,500円
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（3）支払い方法

上記（1）から（2）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 中国銀行 邑久支店 普通口座 1371949 口座名 株式会社ハート&クリエーション 代表取締役 石田尚巳
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	
協力医療機関	玉野三井病院 竹原内科医院 千葉歯科医院	（玉野市玉3丁目2番1号） （玉野市迫間2280-1） （玉野市和田1丁目14-6）

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 守秘義務

- （1）事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。
- （2）事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- （3）前2項に関わらず、契約者に係る他の介護事業者等との連携を図るなど正当な理由が

ある場合には、その情報が用いられる者の同意を事前に文書により得た上で、契約者及びその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

【想定される目的】

《介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的》

◎介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち
 - ～入退所等の管理
 - ～会計・経理
 - ～事故等の報告
 - ～当該利用者の介護サービスの向上

◎他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・当該事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ～当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ～その他の業務委託
 - ～家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ～保険事務の委託
 - ～審査支払機関へのレセプトの提出
 - ～審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

《上記以外の利用目的》

◎介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- ・介護関係事業者の管理運営業務のうち
 - ～介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ～介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

11. 苦情相談

(1) 苦情相談処理の体制及び手順

1. 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記のとおり)
2. 相談及び苦情に円滑かつ適正に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①内容を適切に把握
 - ②内容の確認、原因究明、対応・是正内容の検討、実施
 - ③相談者又は苦情者への回答
 - ④再発防止のための職員への対策を周知徹底し、遵守されているか確認

事業所相談窓口	電話番号：0863-33-0710 担当者：田中 由美 受付時間：月～日 8:30～17:30
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

玉野市長寿介護課	所在地 玉野市宇野1丁目27番1号 電話番号 0863-32-5534
----------	--

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

13. 非常災害対策

①事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者は管理者とする。

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 春・秋）

14. 衛生管理等

①サービス提供の用に供する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

②事業所において感染症が発生しない、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

15. 運営推進会議の設立

当事業所では、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成：利用者代表 利用者家族代表 地域住民代表

市職員 地域包括支援センター職員

小規模多機能型居宅介護について知見を有する者

当事業所職員等

開催：隔月開催（奇数月）

・運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

16. 提供するサービスの第三者評価の実地状況について

・実地の有無： 有 ・ 無

・直近の実地年月日：令和 年 月 日

・評価機関名称：

・評価結果の開示状況：

17. 虐待防止に関する事項

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の

措置を講ずるものとします。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

18.身体的拘束の防止

- (1) 当事業所は原則身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。
- (2) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件をすべて満たした場合にのみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行えるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- (3) 定期的に職員に対し身体拘束等適正化のための研修を実施します。

19.業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び災害等に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害等に係る研修を定期的（年1回以上）実施します。
- (3) 感染症及び災害等が発生した場合、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地：岡山県玉野市明神町8番28号
事業者(法人)名：株式会社ハート&クリエーション
代表者職・氏名：代表取締役 石田 尚巳 印
説明者職・氏名：小規模多機能型ケアセンターほのか
管理者 田中 由美 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者住所：
氏名： 印
家族等住所：
家族等氏名： 印
(続柄)

